

林野火災注意報・警報の運用開始

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生しました。また、令和7年2月から3月にかけて、全国各地で大規模な林野火災が相次ぎました。

これらの林野火災を踏まえ、林野火災への対策として島原市、南島原市、雲仙市において、
令和8年4月1日から

「林野火災注意報・警報」の運用が開始される予定です。

※ 発令状況等の詳細については、島原消防本部のホームページでお知らせします。



(ホームページ QRコード)

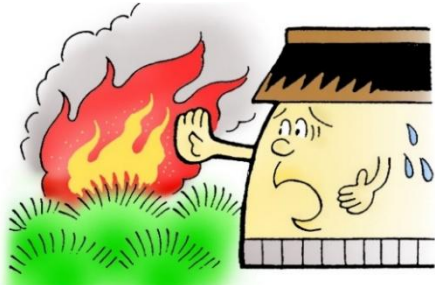
	林野火災 注意報	林野火災 警報
発令基準	乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい状況	乾燥や少雨に加え、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい状況
火の使用制限	屋外での火の使用等を控える (努力義務)	屋外での火の使用等は禁止 (義務、罰則あり)

火の使用制限の内容

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 花火を使用しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認める区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

島原消防本部管内では、例年、たき火を原因とする火災が**出火原因の1位**となっています。

たき火などの屋外での焼却行為は原則禁止されています。
例外的に焼却できる場合であっても、みだりに焼却せずに、近隣に迷惑とならないようにし、火災を起こさないようにしましょう。



【問合せ先】 島原消防本部予防課

☎ 0957-62-0119